6つの効率向上措置に基づくBOI恩典

BOI Incentives for 6 Efficiency Enhancement Measures

タイ投資委員会（BOI）
戦略・企画部　投資促進官
ウサニー・ティンコケオ
2021年12月16日

講演内容

01 効率向上措置の概要

02 審査基準

03 投資奨励申請および
恩典行使の手続き

01

効率向上措置の概要

効率向上措置への投資奨励申請

機械輸入税免除

法人所得税免除

投資の拡大

配当金の支払

賞与の支給

効率向上措置

- 被奨励事業か否かを問わず、既存プロジェクトに対して恩典を付与する特別措置
- 奨励申請時点で投資奨励対象業種に該当する事業であること
- 既存の被奨励プロジェクトの場合は、法人所得税の免除または減税恩典が終了した、もしくは法人所得税の恩典が付与されていないプロジェクトであり、操業を開始したプロジェクトであること

投資奨励対象業種

第1類 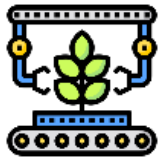

農業および農産品

第4類 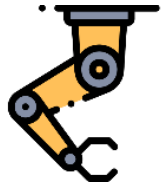

金属製品、機械、運輸機器

第7類

サービス、公共事業

第2類

鉱業、セラミックス、基礎金属

第5類

電気・電子機器産業

第8類 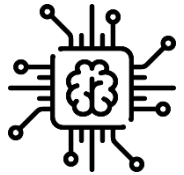

技術及びイノベーション開発

第3類

軽工業

第6類

化学工業、紙およびプラスチック

新規投資・拡張プロジェクトに対する基礎恩典

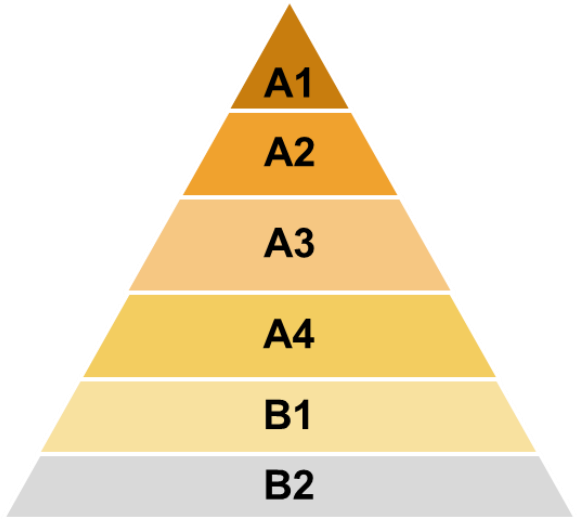

A1: 国の競争力を向上させるデザインや研究開発に主眼を置いたナレッジベースの事業

A2: 国の発展に貢献するインフラ事業、タイ国内投資が少ないか、またはまだ投資が行われておらず、付加価値の創出に高度技術を使用する事業

A3: 既にタイ国内に生産拠点が少数あるものの、国の発展にとって重要な高度技術を使用する事業

A4: 技術がA1-A3ほど高度でないものの、国内原材料の付加価値を高め、サプライチェーンを強化する事業

B1-B2: 高度技術を使用していないものの、バリューチェーンにとって重要な裾野産業

	法人所得税免除	機械輸入税免除	輸出生産用の原材料輸入税免除	税制以外の恩典
A1	8年間（上限額無し）＋メリット	✓	✓	✓
A2	8年間+メリット	✓	✓	✓
A3	5年間+メリット	✓	✓	✓
A4	3年間+メリット	✓	✓	✓
B1	0年間+メリット(特定業種のみ)	✓	✓	✓
B2	-	-	-	✓

効率向上措置

（既存事業の向上または既存の生産ラインもしくはサービスの向上）

第1の措置

省エネ、
代替エネルギー使用、
または環境負荷軽減

第2の措置

生産効率向上のための機械、
自動化システム、または
ロボットの導入等
機械の入れ替え

第3の措置

研究開発または
エンジニアリングデザイン

第4の措置

国際的な持続可能性認証の
取得を目指した
アップグレード
(Sustainability Certification)
例として、GAP、 FSC、 PEFCs、
ISO 22000、ISO 14061 (SFM) 等

恩典

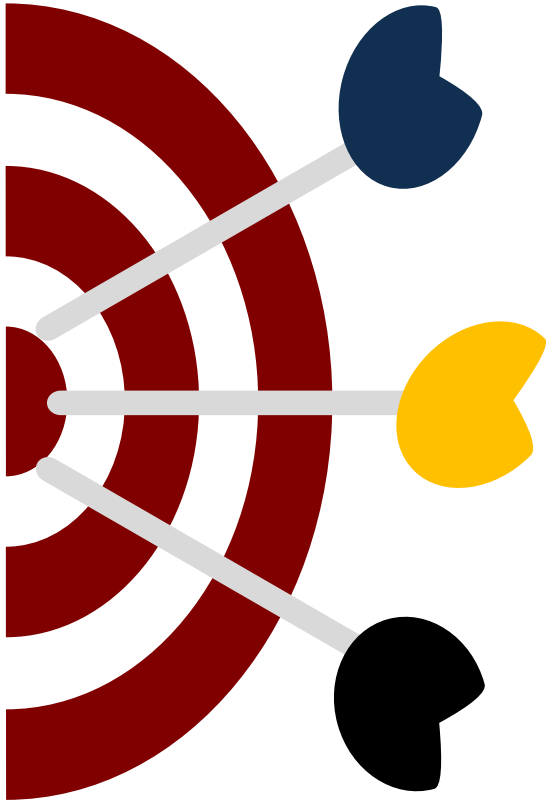

- 機械輸入税の免除
- 法人所得税を3年間免除（既存事業による収入が免除の対象）。但し、土地代および運転資金を除く生産効率向上のための投資金額の50％を上限とする（国内の自動化機械設備が30％以上である場合、100％を上限とし法人所得税を免除する）
- 法人所得税の免除期間は、奨励証書発給後、収入が発生した日からとする

条件

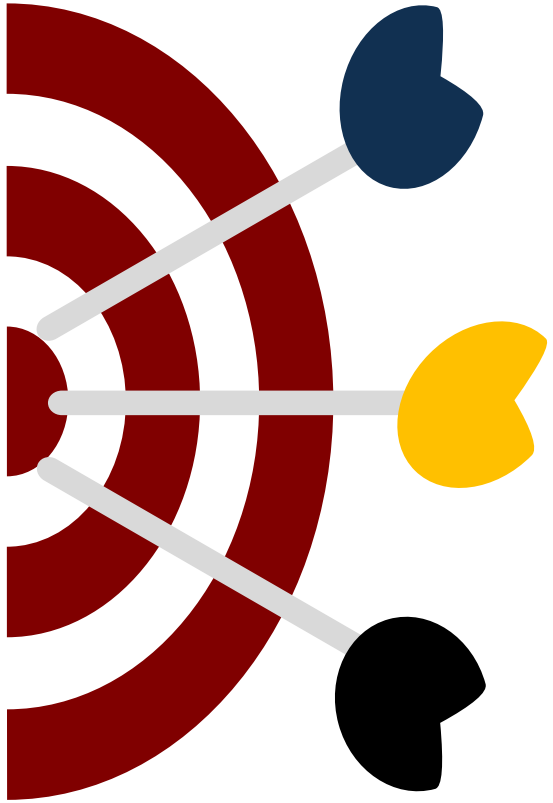

- **最低投資金額**
  - ❖ 一般の場合：100万バーツ（土地代および運転資金を除く）
  - ❖ 中小企業の場合：50万バーツ（土地代および運転資金を除く）

  中小企業の資格：年間収入が5億バーツ以下、タイ国籍株主比率が51%以上
- 奨励証書発給日より3年以内にプロジェクト計画通りに投資を完了すること
- 単位当たりの直接コストの削減、歩留まりの向上、生産工程での不良品/廃棄物の削減など所定の指標を満たすこと
- 2022年の最終営業日までに申請を行うこと

自動化システムおよびロボット導入に対する投資促進措置（新規投資の場合）

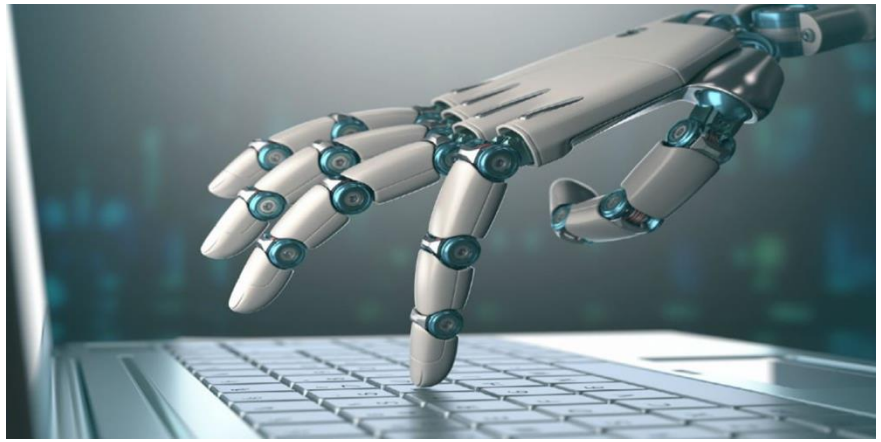

奨励申請をするプロジェクトは、投資委員会事務局布告のネガティブリストに含まれていないこと

恩典

- 機械の輸入税を免除
- 自動化システムへの投資金額の50%を上限として法人所得税を3年間免除（国内の自動化機械設備が30%以上の場合、100%を上限とし法人所得税を免除）

対象

- 生産ライン・サービス事業への新規投資プロジェクト
- 法人所得税免除対象外の業種に該当する事業（Bグループ事業）であること。但し、事務局が定めた特別政策により法人所得税免除の対象とならない業種は除く
- 最低投資金額：土地代及び運転資金を除く100万バーツ以上であること
- 中小企業：土地代及び運転資金を除く50万バーツ以上であること

2022年の最終営業日までに奨励申請を行うこと

効率向上措置に基づいて奨励申請可能な業種

	Aグループ	Bグループ
1.省エネ 環境負荷軽減 代替エネルギー使用	✓	✓ (所定の業種を除く)
2.生産効率向上のための機械 - 自動化システム/ロボットの導入 - 新技術導入 - デジタルシステム	 ✓ ✓ ✓	 ✓ (所定の業種を除く) × ×
3.研究開発、およびエンジニアリング デザイン	✓	✓ (所定の業種を除く)
4. 国際的な持続可能性認証	✓	✓
5.デジタル技術の導入	✓ (ソフトウェア関連事業を除く)	×

効率向上措置の奨励対象にならないBグループ事業

1. 省エネ、環境負荷軽減、代替エネルギー使用、および研究開発

5.8	E-commerce
7.2	**天然ガスサービス・ステーション**
7.7	**貿易ならびに投資支援事務所**（Trade and Investment Support Office: TISO）
7.9.2.6	**コワーキング・スペース**（Co-Working Space）
7.34	**国際ビジネスセンター**（International Business Center: IBC）
7.37	**国際部品調達事務所**（International Procurement Office: IPO）

2. 機械の入れ替え（自動化機械の導入）

4.6	**一般自動車の製造**
4.12	**オートバイの製造（総排気量が** 248cc. **未満のものを除く）**
5.8	E-commerce
7.2	**天然ガスサービス・ステーション**
7.7	**貿易ならびに投資支援事務所**（Trade and Investment Support Office: TISO）
7.9.2.6	**コワーキング・スペース**
7.34	**国際ビジネスセンター**（International Business Center: IBC）
7.37	**国際部品調達事務所**（International Procurement Office: IPO）

02

審査基準

第1の措置：省エネ、代替エネルギー使用、または環境負荷低減

基準・指標
• **指定の比率でエネルギー使用量を削減するために**近代技術の機械の入れ替えに投資すること • **全体のエネルギー使用量に対し、指定の比率で事業において代替エネルギーを使用するために**機械の入れ替えに投資すること（例：太陽電池の設置） • **指定の基準で廃棄物量、排水量または大気汚染の排気量を削減する環境負荷の低減のために**機械の入れ替えに投資すること

第2の措置：機械の入れ替え (1/3)

➢ **製造・サービスの単位当たりのコストの削減、および歩留まりの向上**を目的として既存の事業を効率化させること意味し、**以下の二通りがある**

I. 自動化システムを使用する場合

全体または特定の工程
（例：Work Cell等）に自動化システム
またはロボットを導入する
（単体での自動化機械の使用を除く）

➢申請する時点で投資奨励対象業種であること
➢**Aグループ：**法人所得税減免恩典が終了
➢**Bグループ：**特定の業種を除く
➢被奨励事業であるか否かを問わず、既存の事業であること

II. 自動化システムを使用しない場合

技術を導入するが、自動化システム
またはロボットではない

➢申請する時点で投資奨励対象業種であること
➢**Aグループ：**法人所得税減免恩典が終了
➢被奨励事業であるか否かを問わず、既存の事業であること

第2の措置：機械の入れ替え (2/3)

ユーザー（需要側）Aグループ
法人所得税の免除恩典対象業種*

例：食品、自動車部品、電気・電子製品・部品の製造工場

既存製造ライン・サービスの向上

自動化機械：
3年間法人所得税を免除

生産ライン・サービスの全体または特定の
工程に導入（単体の機械の使用を除く）

自動化システムへの投資額の50%を
免税額の上限とする

国内産業との連携
（自動化システムへの投資額の30%以上を
タイ国内メーカーから購入）
自動化システムへの投資額の100%を免税額の上限とする

自動化機械を使用しない：
3年間法人所得税を免除

機械設備への投資額の50%を
免税の上限額とする

※既に投資奨励されたプロジェクトである場合、
法人所得税減免恩典が終了していること

第2の措置：機械の入れ替え (3/3)

ユーザー（需要側）Bグループ

法人所得税の免除恩典対象外業種*

例：金属部品、産業用のプラスチック製品の製造工場

既存製造ライン・サービスの向上

自動化機械：
3年間法人所得税を免除

生産ライン・サービスの全体または特定の工程に導入（単体機械の使用を除く）

自動化システムへの投資額の50%を
免税額の上限とする

国内産業との連携
（自動化システムへの投資額の30%以上を
タイ国内メーカーから購入）
自動化システムへの投資額の100%以内を免税額の上限とする

自動化機械を使用しない：
投資奨励対象外

※同措置の対象外

- **製造業: 一般自動車、二輪車**
- **サービス業: e-Commerce、天然ガスステーション、コワーキングスペース、国際ビジネスセンター（IBC)、貿易ならびに投資支援事務所（TISO)、国際部品調達事務所（IPO）**

自動化システムによる効率向上プロジェクトの例

自動計測器

例えば、 (1/2)

- **自動化機械**への新規投資　例：自動計測器、自動梱包機、自動縫製機械など
- **無線または有線接続型の機械・装置**への新規投資　例：レーザ溶接機に接続する分光測光器 など
  生産ラインに（既存または新規投資）機械に合わせた**ロボットアームおよび/またはローダー**の設置。プログラマブルロジックコントローラ(PLC)および/または**制御プログラム**を有する
- （既存または新規投資）機械に合わせた**自動ロボットアーム**および/または**オートローダー**の設置

自動化システムによる効率向上プロジェクトの例 (2/2)

例えば、

- その他の自動化システムと連携する制御プログラムを有する**無人搬送車**の設置
- 製品検査または生産実績分析用のデータ記録のために（既存または新規投資）機械に合わせた**無線または有線接続型のセンサーシステム**の設置
- 作業を補助する目的で、自動化システムとの連携をはじめとし、センサーとソフトウェアを統合した**IoTシステム**の設置（例：自動化システムに合わせたデータ・ビジュアライゼーションの導入など）

第3の措置：研究開発やエンジニアリングデザイン

基準・指標
• 奨励申請日より最初の3年間の売上げの1%以上の研究開発およびエンジニアリング設計への投資もしくは支出の計画を提出すること • 中小企業（訳注：タイ国籍株主比率が51%以上の場合、奨励申請日より最初の3年間の売上げの0.5%以上の研究開発およびエンジニアリング設計への投資があること

第4の措置：国際的な持続可能性認証の取得を目指したレベルアップを推進

基準・指標
国際的な持続可能性認証の取得を目的としたレベルアップのために、適正農業規範（Good Agriculture Practices: GAP）、森林管理協議会（Forest Stewardship Council：FSC）、PEFC森林認証制度相互承認プログラム (Program for the Endorsement of Forest Certification Scheme)、食品安全管理システム規格（ISO 22000）または、持続可能な森林管理システム(ISO 14061 Sustainable Forest Management System (SFM))などへの**投資もしくは支出があること**

第5の措置 デジタル技術の導入(1/4)

機械または設備に対する投資を行わずに、既に操業している事業にデジタル技術を導入する

恩典

デジタル技術導入による効率向上のための投資金額の50%を上限として、法人所得税を3 年間免除

条件

- **既に操業している事業が対象で、被奨励事業か否かを問わない**
  - 法人所得税免除対象業種（Aグループ事業）に該当する事業であること
    但し、（元々デジタル技術の使用が必要な事業、すなわちソフトウェア開発、クラウドサービス、データセンター等）一部の業種は除く
  - 既存のBOI奨励事業の場合は、法人所得税の減免期間が終了したものが対象
- **最低投資金額**
  - ❖ **100万バーツ以上**（土地代および運転資金を除く）
  - ❖ **中小企業の場合：50万バーツ**（土地代および運転資金を除く）

※中小企業の資格：**年間収入が5億バーツ以下、タイ国籍株主比率が51%以上**

第5の措置　デジタル技術の導入(2/4)

条件（続き）

下記のいずれかの特定基準に則ったデジタル技術導入による業務効率化の投資計画を提出すること

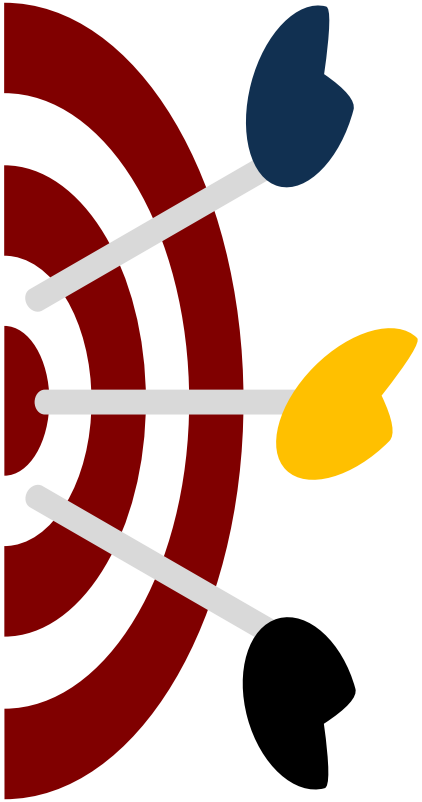

1. 実装ソフトウェア、プログラムや情報システムは、体系的な内部連携(Integrated)
   および一部の外部連携（Connected)、または内部と外部の両方に連携すること
   データ連携は、生産またはサービスの効率向上のために、資源管理に使用する
   少なくとも3つ以上の機能を持つこと

2. 人工知能(AI)、機械学習(Machine Learning）の活用とビッグデータや
   データ分析(Data Analytics)の活用

3. ナショナルe-ペイメントシステムへのアクセス等、公的機関のシステムと企業の
   システムの間のデータ連携のためのソフトウェア、プログラムまたは情報システムの
   導入

1.と3.の場合はソフトウェア、プログラムまたは情報システムは**関連機関の認証を**
取得したタイにおける事業者により開発または改良されたものであること
国外における開発または改良にかかる費用は、投資金額の半分の計上が認められる

第5の措置　デジタル技術の導入（3/4）

条件（続き）

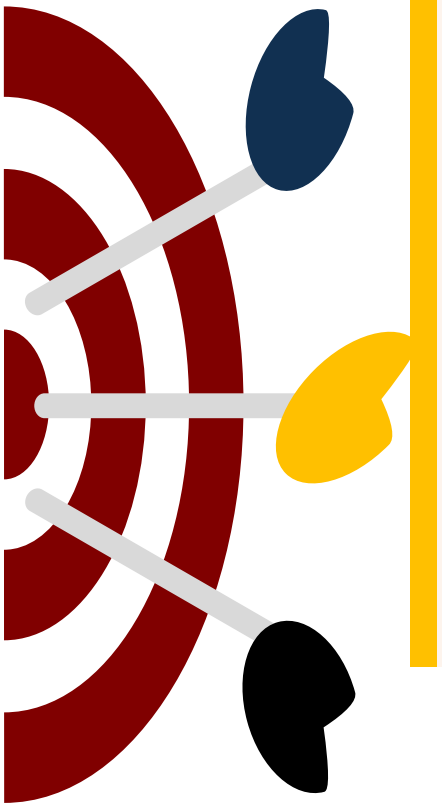

- 効率向上に関連するクラウドサービスまたはデータセンターのレンタル・利用にかかる費用は、効率化のための投資金額に計上を認める
  但し、タイ国外でのクラウドサービスまたはデータセンターのレンタル・利用にかかる費用は、その半分を投資金額として計上を認める
- 2022年の最終営業日までに奨励申請を行うこと
- 奨励証書発給日より3年以内に投資を実施すること

第5の措置 デジタル技術の導入（4/4）

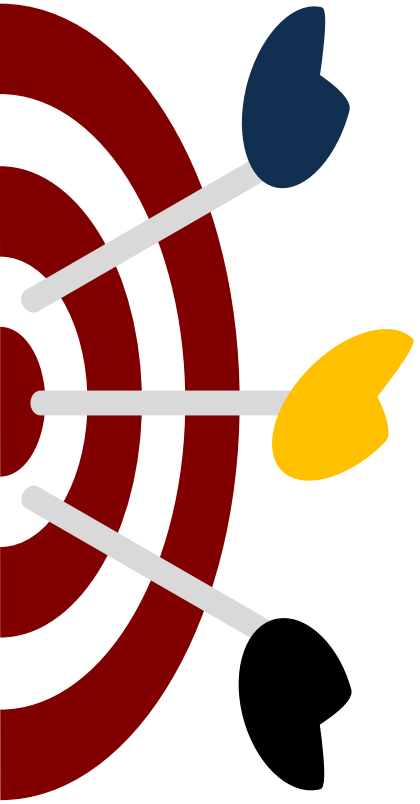

本措置に基づく機械または設備への投資に合わせてデジタル技術を導入する場合は、効率向上に関連するクラウドサービスまたはデータセンターのレンタル・利用に係る費用は、前述と同様の取り扱いとする

2020年12月21日より有効

法人所得税免除の上限額を決定するための投資額の計上基準表

デジタル技術導入	投資・支出	全額計上	半額計上
– ソフトウェア、プログラムや情報システムは、体系的な内部連携(Integrated)、および一部の外部連携(Connected)、または内部と外部の両方に連携 – ナショナルe-ペイメントシステムへのアクセス等、委員会が同意した公的機関のシステムと企業のシステムの間のデータ連携のためのソフトウェア、プログラムまたは情報システムを導入	1. 業務効率化用のソフトウェア、プログラムや情報システムへの投資/費用		
	- 関連機関から認証されたタイ国内企業家	✓	
	- 関連機関から認証されないタイ国内企業家		✓
	- タイ国外における企業家		✓
	2. クラウドサービスまたはデータセンターのレンタル・利用にかかる費用		
	- タイ国内に立地する	✓	
	- タイ国外に立地する		✓
- 人工知能(AI)の活用、機械学習(マシンラーニング)の活用、ビッグデータやデータ分析の活用	1. 以下の技術への投資/費用 - 人工知能(AI)の活用 - 機械学習(マシンラーニング) - ビッグデータの活用 - データ分析	✓	
	2. クラウドサービスまたはデータセンターのレンタル・利用にかかる費用		
	- タイ国内に立地する	✓	
	- タイ国外に立地する		✓

注：法人所得税免除の上限額　＝
上記の表の基準に測する業務効率化への投資額の50%

自動化システム、およびデジタル技術面の効率向上の範囲

自動化機械・ロボットの使用

デジタル技術の導入

自動化・デジタル化

デジタル化

- データ分析
- 最適化
- コネクテッド・ネットワーク

自動化

システム インテグレーション

※独立型の
自動化機械を除く

デジタル化

企業資源計画（ERP）
Enterprise Resource Planning (ERP)

例

API・政府の電子決済のためのウェブサービス

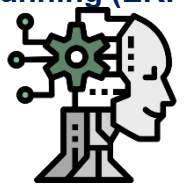

AI・機械学習
（マシンラーニング）

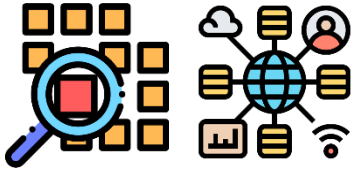

データ分析
（ビッグデータ）

新 効率向上措置

効率向上のための措置

1 NEW

省エネ、代替エネルギー使用、
温室効果ガスの削減を含む
環境負荷低減のための
機械の入れ替えまたは改良

2

機械の入れ替えを通じた生産効率向上
例：自動化

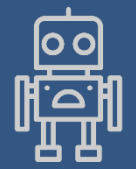

3

効率向上や持続可能な開発
のための研究開発や
高度エンジニアリングデザインへの
投資・支出

4

サプライチェーン全体にわたり
国際的な持続可能性を実施
例　認証の取得　GAP、FSC、 PEFCs、
ISO 22000、 ISO 14061 (SFM)

5

デジタル技術の導入

6 NEW

インダストリー4.0
への転換

インダストリー4.0へ向けた効率向上のための措置

NEW

対象:

- 投資奨励対象表に該当する事業を行っている企業
- BOI奨励事業の場合、法人所得税の免除の対象でないか、免除期間が終了していること
- BOIから奨励を受けていない事業

条件:

- 最低投資金額が100万バーツ以上であること（訳注：タイ国籍株主比率が51%以上の中小企業の場合は50万バーツ以上であること）
- インダストリー4.0への投資計画についてタイ国立科学技術開発庁（NSTDA）による承認を受けること
- 投資を3年以内に実施すること

恩典:

機械輸入税の免除

インダストリー4.0へのアップグレードへの資本

投資の100%を上限として 3年間 法人所得税を免除

2022年の最終営業日までに申請書を提出すること

*温室効果ガス排出の削減*を推進するための措置

NEW

対象:

- 投資奨励対象表に該当する事業を行っている企業
- BOI奨励事業の場合、法人所得税の免除の対象でないか、免除期間が終了していること
- BOIから奨励を受けていない事業

条件:

- 最低投資金額が100万バーツ以上であること（訳注：タイ国籍株主比率が51%以上の中小企業の場合は50万バーツ以上であること）
- 温室効果ガス排出の削減機械への入れ替えやアップグレードのための投資
- 投資を3年以内に実施すること

恩典:

機械輸入税の免除

50%の関連投資を上限として
3年間 法人所得税を免除

2022年の最終営業日までに申請書を提出すること

*温室効果ガス排出削減の推進へ向けた*さらなる措置

*環境配慮型技術*に対する恩典をより厚く

冷蔵設備と低温物流（コールドチェーン）

(環境負荷を低減する自然冷媒を使用)

法人所得税を 3年間 免除

石油化学製品の生産

(二酸化炭素の回収・利用および貯留 (CCUS) 技術の使用)

法人所得税を 8年間 免除

天然ガス分離プラント

(二酸化炭素の回収・利用および貯留 (CCUS) 技術の使用)

法人所得税を 8年間 免除

草の根経済支援スキーム

*低メタンの稲作など持続可能な農業*コミュニティ企業、協同組合や地方行政当局への支援の提供をカバー

法人所得税を3年間 免除

法人所得税の免除額は投資額の120%まで

効率向上措置への投資奨励申請の統計

効率向上措置	プロジェクト件数				投資額（百万バーツ）			
	2018	2019	2020	1月-10月 2021	2018	2019	2020	1月-10月 2021
1. 省エネ、代替エネルギー使用、または環境負荷低減	106	121	220	89	6,744	5,734	16,579	7,363
2.生産効率向上のための機械の入れ替え	29	33	47	47	8,981	10,496	4,418	7,409
3. 効率向上のための研究開発またはエンジニアリングデザイン	1	-	-	1	25	-	-	250
4.省エネ、代替エネルギー使用、または環境負荷低減と、生産効率向上のための機械の入れ替えの同時申請	2	3	2	-	209	140	186	-
5. デジタル技術の導入	-	-	-	5	-	-	-	77
合計	138	157	269	142	15,959	16,370	21,183	15,099

03

投資奨励申請および恩典行使の手続き

省エネ、研究開発、国際的な持続可能性認証、およびデジタル技術導入の際の恩典申請方法

省エネ

- ❑ 一般事業用の奨励申請書式
  (F PA PP 01-07)
- ❑ 別途添付書式※
  (F PA PP 28-04)

研究開発

- ❑ 一般事業用の奨励申請書式
  (F PA PP 01-07)
- ❑ 別途添付書式※
  (F PA PP 38-02)

国際的な持続可能性認証

- ❑ 一般事業用の奨励申請書式
  (F PA PP 01-07)

デジタル技術の導入

- ❑ 一般事業用の奨励申請書式
  (F PA PP 01-07)

※ 書式はタイ語のみ

機械の入れ替え・自動化システム導入の際の恩典申請方法

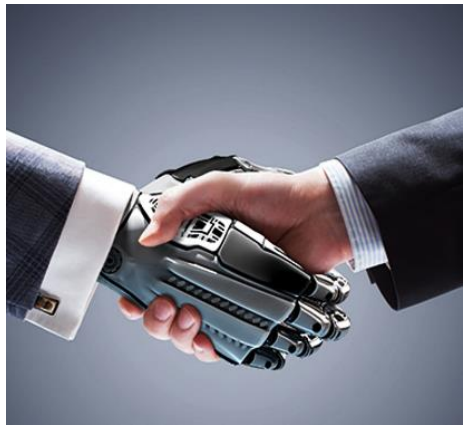

申請書類

- ❑ 一般事業用の奨励申請書式
  (F PA PP 01-07)
- ❑ 別途添付書式※
  (F PA PP 30-04)

※ 書式はタイ語のみ

ロボティクス・エクセレンス・センター(CoRE)

CENTER OF ROBOTICS EXCELLENCE

www.tgi.or.th 038-215033-39, 038-930100

THAILAND BOARD OF INVESTMENT

CoRE's Experts

プロジェクト認可の審査を支援

タイ国内の
SI・自動化システムの
企業データベース

ビジネスマッチング・パートナリング

BUILD

Center of Robotic Excellence

お問い合わせ先

Thai-German Institute
Center of Robotics Excellence (CoRE)
Tel: 0 3821 5033-39, 0 3893 0100 # 1300
E-mail: core@tgi.mail.go.th

機械の入れ替えに係る効率向上措置の投資奨励申請

審査に必要な資料・書類

1. プロジェクトの目的、スケジュール、および実行方法
2. ロボットおよび自動化システム使用・デジタル化の詳細
   - 奨励を申請するプロジェクトの製造工程・サービス
   - 工場レイアウト、および/または図面
   （ロボットや自動化システムを使用する部分を指定）
3. 技術の源
   技術の詳細、設計方法、設計者など
4. 機械、器具、工具、ソフトウェアの詳細
   台数、金額、および生産地を記載する

効率向上措置に基づく
投資プロジェクト審査
小委員会により審査

デジタル化の場合：以下の項目を証明すること
- タイにおけるSI、自動化システム、または開発・更新されたソフトウェア(Customized S/W)の製造者の業務
- ソフトウェアの特徴と機能、および使用方法、例：On-promise SAAS/On Cloud 等

https://www.boi.go.th/index.php?page=form_app1
เกี่ยวกับบีโอไอ
ทำไมต้องประเทศไทย
ข้อควรรู้ในการดำเนินธุรกิจ
เกี่ยวกับการส่งเสริมการลงทุน
บริการข้อมูลข่าวสาร
แบบฟอร์มและระบบออนไลน์
นโยบายและมาตรการส่งเสริมการลงทุนเพิ่มเติม
ประเภทกิจการที่ให้การส่งเสริมการลงทุน
หลักเกณฑ์การส่งเสริมการลงทุนและสิทธิประโยชน์
ขั้นตอน
แบบฟอร์มและระบบออนไลน์
กฎหมาย ระเบียบ และประกาศ
คู่มือการขอรับการส่งเสริมการลงทุน
เกี่ยวกับการส่งเสริมการลงทุน
แบบฟอร์มและระบบออนไลน์
การขอรับการส่งเสริมการลงทุน
แบบฟอร์ม
ระบบสนับสนุนงานส่งเสริมการลงทุน (e-Investment Promotion)
ระบบตรวจสอบสถานภาพเอกสารทาง INTERNET (DOC TRACKING)
การรายงานผลตามเงื่อนไขและเปิดดำเนินการ
แบบฟอร์ม
ระบบแจ้งผลการดำเนินการและความคืบหน้าโครงการ (E-MONITORING)
การขอใช้สิทธิประโยชน์
แบบฟอร์ม
บริการออนไลน์
ระบบอิเล็กทรอนิกส์สำหรับงานสิทธิประโยชน์ด้านเครื่องจักร (เก่า)
การขอรับการส่งเสริมตามมาตรการส่งเสริมการลงทุนเพื่อปรับปรุงประสิทธิภาพการผลิต
1. คำขอรับการส่งเสริมการลงทุนทั่วไป (สำหรับผู้ขอรับการส่งเสริมตามมาตรการส่งเสริมการลงทุนเพื่อปรับปรุงประสิทธิภาพการผลิต)
(F PA PP 01-07)
2. แบบประกอบคำขอรับส่งเสริมตามหลักเกณฑ์การให้สิทธิและประโยชน์ตามมาตรการปรับปรุงประสิทธิภาพด้านการประหยัดพลังงาน การใช้พลังงานทดแทนหรือการลดผลกระทบต่อสิ่งแวดล้อม ตามประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุนที่ 1/2564
(F PA PP 28-04)
3. แบบประกอบคำขอรับการส่งเสริมตามหลักเกณฑ์การให้สิทธิและประโยชน์ ตามมาตรการปรับปรุงประสิทธิภาพด้านการปรับเปลี่ยนเครื่องจักร ตามประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ 1/2564
(F PA PP 30-04)
4. แบบประกอบคำขอรับการส่งเสริมตามหลักเกณฑ์การให้สิทธิและประโยชน์ ตามมาตรการปรับปรุงประสิทธิภาพด้านการวิจัยและพัฒนา หรือออกแบบทางวิศวกรรมตามประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ 1/2564
(F PA PP 38-02)

* 書式はタイ語のみ

投資促進第1部-4部、および投資モニタリング第1部-2部の業務範囲

投資プロジェクト分析
投資奨励申請

→

機械恩典
の使用

→

投資プロジェクトの
フォローアップ・評価
（法人税恩典の使用・操業開始）

投資促進第1部

農産業、バイオテクノロジー、医療
（製薬、医療機器、医療サービスなど）

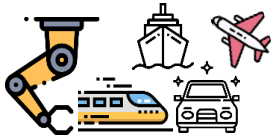

投資促進第2部

自動車、航空、電機・電子、自動化システム・ロボットなどの高度技術を使用する製造業

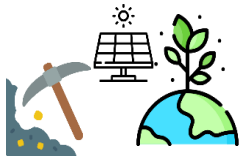

投資促進第3部

金属、石油、公共事業などの
基礎産業・支援産業

投資促進第４部

デジタル、クリエイティブ産業、
高付加価値サービス

投資モニタリング第1部

投資促進第1部-2部管轄の投資プロジェクトをモニタリング、フォローアップ、評価する

投資モニタリング第2部

投資促進第3-第4部管轄の投資プロジェクトをモニタリング、フォローアップ、評価する

投資奨励申請手続き

1 情報収集

投資奨励に興味を持つ投資企業は以下のチャンネルを通じて情報収集が可能

1. BOI本部、地方事務所、または海外事務所
2. www.boi.go.th

2 投資奨励申請

BOIの投資奨励対象事業を行う投資奨励申請者は、www.boi.go.thのオンラインシステム(e-Investment Promotion)にて申請すること

以下の場合を除く：

- 効率向上措置に基づく投資奨励申請
- 事業譲渡の場合の投資奨励申請
- 草の根経済措置に基づく投資奨励申請

3 プロジェクトインタビュー

プロジェクト担当官に連絡し、申請書提出日より10営業日以内に担当官との面談（プロジェクトインタビュー）を行う

4 プロジェクト審査

BOIの担当官は投資額による審査期間枠でプロジェクトを分析する

2億バーツ以下の投資	20億バーツ以下の投資	20億バーツ超の投資
審査期間：全関連書類提出後	審査期間：全関連書類提出後	審査期間：全関連書類提出後
40営業日	60営業日	90営業日

投資奨励申請手続き

5 審査結果の通知

BOIは議事録承認日より7営業日以内
審査結果を通知

6 投資奨励受理の回答

被奨励者は奨励認可通知書受領日より1ヶ月
以内に奨励受理回答を行う
窓口には2つのチャンネルがある：

1. www.boi.go.thのオンライン
   システム（e-Investment）
   で　書式に記入すること
2. BOI本部奨励証書課にて奨励
   受理回答書式（F GA CT 07
   ）を提出すること

7 奨励証書発給の申請

被奨励者は奨励受理回答日より6ヵ月
以内に検討証拠資料とともに奨励証書
発給を申請
窓口には2つのチャンネルがある：

1. オンラインシステム（
   e-Investment）で書式
   に記入する
2. 奨励証書発給申請書
   （F GA CT 08）に記入
   するとともに奨励証書
   発給の関連書類を提出
   すること

8 奨励証書発給

BOIは申請書と全証拠資料を
受領した日より10営業日
以内に奨励証書を発給

法人所得税免除恩典の使用基準

製造ライン・サービスへの新規投資の場合

- 法人所得税免除期間は初めて収入が発生した日から開始
- 法人所得税免除恩典を使用する前にプロジェクト計画通りに投資を行うこと
- 法人所得税免除の上限額は、投資奨励申請日から奨励証書発給後3年の期限日までの投資額を計算する
- 操業開始の期限が延長された場合、実行期間を含め、法人所得税免除の上限額の計算期間も延長される

既存の製造ライン・サービスの向上の場合

- 法人所得税免除期間は奨励証書発給後、収入が発生した日から開始する
- 法人所得税免除恩典を使用する前に機械の効率向上への投資を行うこと
- 法人所得税免除の上限額は、投資奨励申請日から奨励証書発給後3年の期限日までの投資額を計算する
- 操業開始の期限が延長された場合、指標に基づく実行期間は延長されるが、法人所得税免除の上限額の計算期間は延長されない

被奨励プロジェクトの申請から完了までの一連の手続き

申請　認可　認可結果通知　奨励証書発給

操業開始期限日：
（1回、1年間に限り延長可能）
奨励証書および**本措置の条件**通りに実行しているか確認される

機械輸入・操業開始の期限日：
奨励証書発給後36ヵ月間

プロジェクト計画の通りに投資を開始
（機械を購入・輸入）

>> 法人所得税免除恩典の利用期間は奨励証書発給日の翌日からスタート

プロジェクトの計画通りに投資を完了
（申請した計画通りに機械を設置済み）
操業開始許可書を発給するために監査が受けられる状態になった

www.boi.go.th

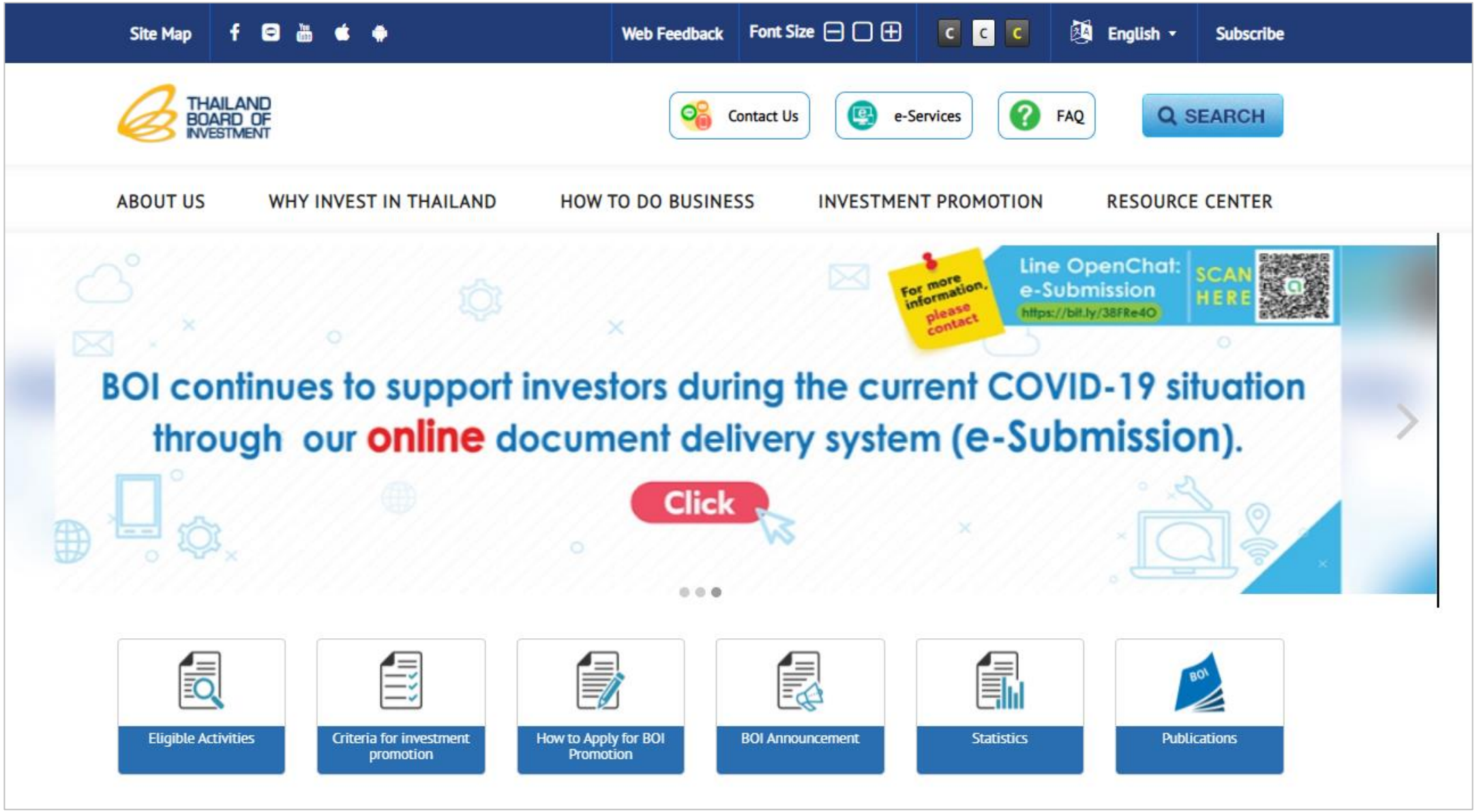
Site Map
Web Feedback
Font Size
English
Subscribe
THAILAND BOARD OF INVESTMENT
Contact Us
e-Services
FAQ
SEARCH
ABOUT US
WHY INVEST IN THAILAND
HOW TO DO BUSINESS
INVESTMENT PROMOTION
RESOURCE CENTER
For more information, please contact
Line OpenChat: e-Submission
https://bit.ly/38FRe4O
SCAN HERE
BOI continues to support investors during the current COVID-19 situation through our online document delivery system (e-Submission).
Click
Eligible Activities
Criteria for investment promotion
How to Apply for BOI Promotion
BOI Announcement
Statistics
Publications

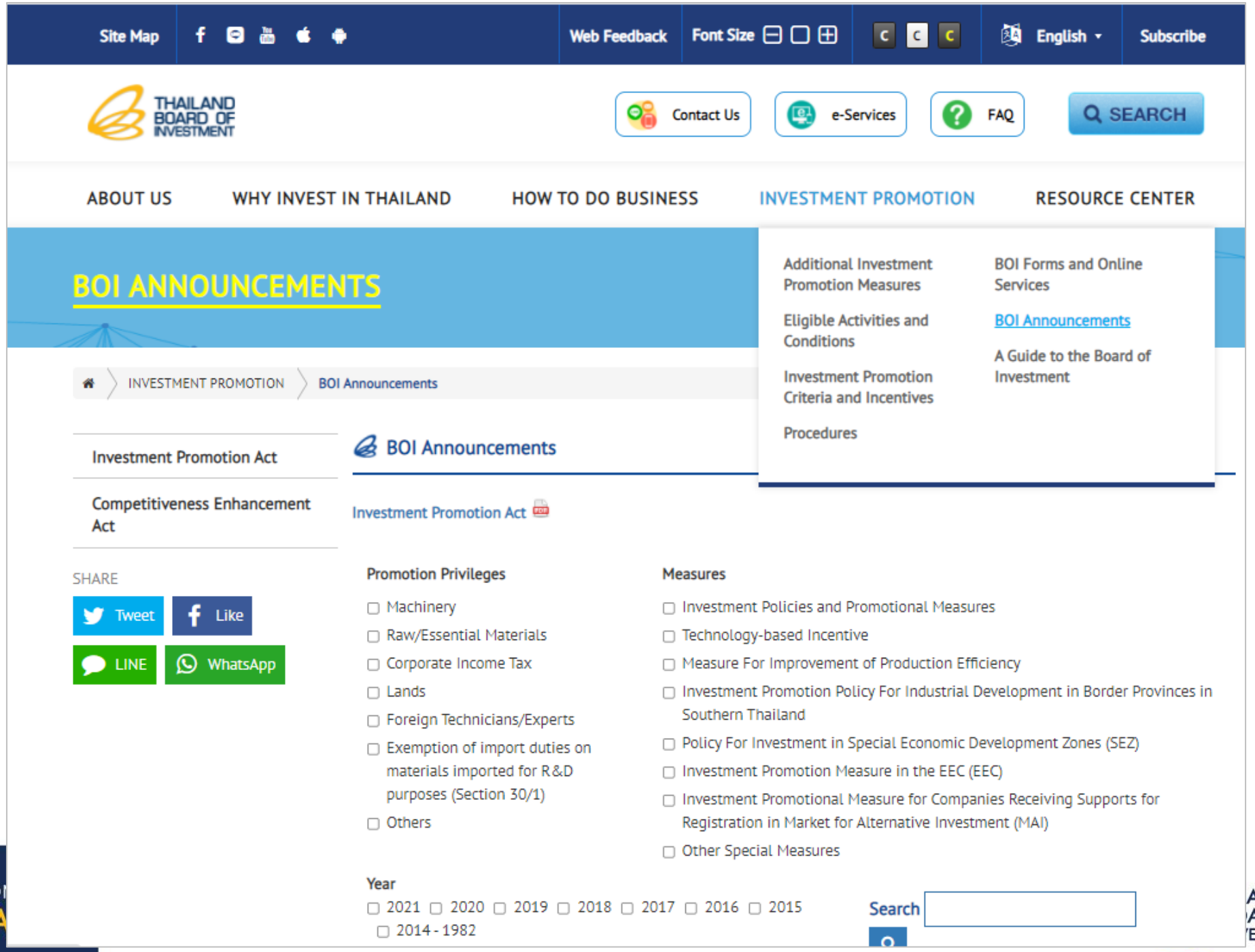
Site Map
Web Feedback
Font Size
English
Subscribe
THAILAND BOARD OF INVESTMENT
Contact Us
e-Services
FAQ
SEARCH
ABOUT US
WHY INVEST IN THAILAND
HOW TO DO BUSINESS
INVESTMENT PROMOTION
RESOURCE CENTER
Additional Investment Promotion Measures
Eligible Activities and Conditions
Investment Promotion Criteria and Incentives
Procedures
BOI Forms and Online Services
BOI Announcements
A Guide to the Board of Investment
BOI ANNOUNCEMENTS
INVESTMENT PROMOTION
BOI Announcements
Investment Promotion Act
Competitiveness Enhancement Act
SHARE
Tweet
Like
LINE
WhatsApp
BOI Announcements
Investment Promotion Act
Promotion Privileges
Machinery
Raw/Essential Materials
Corporate Income Tax
Lands
Foreign Technicians/Experts
Exemption of import duties on materials imported for R&D purposes (Section 30/1)
Others
Measures
Investment Policies and Promotional Measures
Technology-based Incentive
Measure For Improvement of Production Efficiency
Investment Promotion Policy For Industrial Development in Border Provinces in Southern Thailand
Policy For Investment in Special Economic Development Zones (SEZ)
Investment Promotion Measure in the EEC (EEC)
Investment Promotional Measure for Companies Receiving Supports for Registration in Market for Alternative Investment (MAI)
Other Special Measures
Year
2021 2020 2019 2018 2017 2016 2015
2014 - 1982
Search

オンラインサービス

BOIは、オンラインでの書類提出システム（e-Submission)を通じ、コロナ禍において投資企業を継続的に支援

お問い合わせ：

インベストメントサービスセンター

66(0) 2553 8111 内線 1

head@boi.go.th

BOI-News

タイ投資委員会（BOI）バンコク本部

555 Vibhavadi-Rangsit Road, Chatuchak Bangkok 10900 Thailand

Tel: 66(0) 2553-8111 Fax: 66(0) 2553-8222

Website : www.boi.go.th

BOI日本事務所のお問い合わせ先
Contact in Japan

BOI 東京事務所

タイ王国大使館経済・投資事務所
〒107-0052 東京都港区赤坂2-11-3
福田ビルウェスト8階

Tel. : 03 3582 1806

Fax : 03 3589 5176

E-mail : tyo@boi.go.th

BOI 大阪事務所

タイ王国大阪総領事館
〒541-0056 大阪府大阪市中央区
久太郎町1-9-16 バンコク銀行

Tel.: 06 6271 1395

Fax: 06 6271 1394

E-mail: osaka@boi.go.th

※BOI大阪事務所の管轄エリアは
関西、中国および四国